

# 藤枝市教育委員会

## 平成27年5月定例会会議録（要約）

- 開催日 平成27年5月26日
- 場所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室
- 会議に附した事項 (別紙のとおり)
- 出席委員  
教育長 山本満博  
委員 下田実男 委員 松浦正秋  
委員 大社幸子 委員 瀧下悦代
- 欠席委員
- 出席した事務局職員  
教育部長 藤村啓太 教育政策課長 山田雅己  
教育推進室長 梶川佐知子 学校教育課長 森下覚司  
主席指導主事 海老岡正乃 学校給食課長 中山文敏  
生涯学習課長 片山豊実 図書課長 成岡均  
文化財課長 山村章 子ども家庭相談センター長 森田耕造  
総務係長 山本賢二 書記・総務担当係長 岸本倫子

# 教育委員会 平成27年5月定例会

日 時 平成27年5月26日午前9時00分  
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

1 開 会 午前9時00分

2 会議録署名委員氏名 下田實男委員、松浦正秋委員

3 日程第1

- ・第11号議案 藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- ・第12号議案 藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- ・第13号議案 藤枝市社会教育委員の委嘱について
- ・第14号議案 藤枝市公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・第15号議案 藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について
- ・第16号議案 葉梨小学校校舎増築工事の計画の策定について
- ・第17号議案 (仮称)藤枝東公民館太陽光発電設備工事の計画の策定について
- ・第18号議案 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について

4 日程第2 諸般の報告

教育推進室長	1 第1回ふじえだプレイパーク活動報告について
学校給食課長	1 徳川家康公ゆかりの給食の提供について
図書課長	1 図書館システム更新に伴う臨時休館について
子ども家庭相談センター長	1 藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定について

5 閉 会 午前10時20分

# 教育委員会 平成 27 年 5 月 定例会

## 日程第 1

- |     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 【第 1 1 号議案 藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について 説明】<br>●昨年度末で委員 10 名中 8 名が退任となったため新たに委嘱<br>任期は前委員の残任期間                                 |
| 事務局 | 【第 1 2 号議案 藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について 説明】<br>●任期満了となった 22 名について新たに委嘱<br>うち 5 名は再任   |
| 事務局 | 【第 1 3 号議案 藤枝市社会教育委員の委嘱について 説明】<br>●1 名から退任の申し出があったため、新たに委嘱   |
|     | 【第 1 4 号議案 藤枝市公民館運営審議会委員の委嘱について 説明】<br>●任期満了となった 15 名について新たに委嘱<br>任期は 2 年間  |
| 事務局 | 【第 1 5 号議案 藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について 説明】<br>●任期満了となった 6 名について新たに委嘱<br>任期は 2 年間   |
| 教育長 | これより質疑に入ります。質疑はありますか。   |
| 一同  | 『ありません』   |
| 教育長 | 以上で質疑を終結します。<br>これより討論に入ります。討論はありますか。   |
| 一同  | 『ありません』   |
| 教育長 | 以上で討論を終結します。これより第 1 1 号議案「藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」から第 1 5 号議案「藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について」を採決します。<br>本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 |
| 一同  | 『異議なし』  |
| 教育長 | 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。   |

教育長	次に、第16号議案「葉梨小学校校舎増築工事の計画の策定について」及び第17号議案「(仮称) 藤枝東公民館太陽光発電設備工事の計画の策定について」は工事の計画の策定についてですので、一括議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>【第16号議案 葉梨小学校校舎増築工事の計画の策定について 説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年度からの教室不足に対応</li> <li>国庫補助(1/2)事業</li> <li>6月25日 入札予定</li> </ul>
事務局	<p>【第17号議案 (仮称) 藤枝東公民館太陽光発電設備工事の計画の策定について 説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災拠点にふさわしい防災機能を強化するため</li> <li>県費補助事業</li> <li>7月入札、契約予定</li> </ul>
教育長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	葉梨小学校校舎増築の件で、工事内容に男女トイレ2室とありますが、このトイレは洋式ですか。
事務局	洋式です。
委員	全てが洋式ですか。
事務局	そうです。
委員	今、どこの家庭でも、またどこへ行っても小便器以外は洋式トイレが非常に多くなっています。今、藤枝市の小中学校のトイレの和式と洋式の割合はどのくらいですか。また、全体的に洋式になっている学校はありますか。
事務局	瀬戸谷小学校がほぼ洋式になっていると思います。その他、細かい数字は今、手元に資料がありませんのでお答えできませんが、後ほど報告させていただきます。
委員	もし、今後新しくトイレを作る場合や古いトイレを改修する場合には、和式を洋式に替えるように考えていますか。
事務局	今のトイレの洋式化の件につきまして、やはりどこの家庭も洋式なので特に小学校の低学年、中でも1年生が不便をしていますので、順次低学年向けのトイレを和式から洋式に改修する計画をしています。瀬戸谷小学校は済んでいます。他の学校も数年かかりますが順番に改修していきます。国の補助も受けられるようになっています。
委員	葉梨小学校の増築の関係ですが、以前から子どもが多くなるために増築するという話は聞いていましたが、普通教室を6室つくるという事ですがこんなに必要になりますか。

事務局	現在、平成27年度までは21クラスですが、平成28年度に22クラスになって不足します。それが、平成32年度には27クラスになるため6クラス必要という計画での数字が出ています。子どもの数ですが、計画を立てた平成26年度時点で587名でしたが、最高で平成32年度には765名まで増加する試算になっています。
教育長	清里あたりがかなり急増してきていますね。
委員	この数字は、今6歳以下の子どもがその地域にいて、そのまま住み続けるという想定ですか。
事務局	そのとおりです。今の未就学の子どもがそのまま上がってくる想定です。
委員	葉梨小学校の増築に関して、葉梨小学校の校区では765名になるかもしれませんが、校区の変更は行わないのですか。藤岡地区は子どもが少ないといえますので、藤岡に通える子どもはそちらに行ってもいいのではないですか。
事務局	その件については、数年前から検討はしておりまして、自治会等にもあたってきていますが、まだ具体的には動き出しておりません。
委員	今現在も、希望すれば藤岡へ行く事は可能なのですか。
事務局	今現在は、まだ弾力的運用ができるようになってはいません。弾力化できる方向で進めている段階です。
委員	では、今後条件を詰めていくのですか。
事務局	その件につきましては、自治会と相談しながら進めていかなければなりませんので、自治会の理解を得ながら進めていますが、まだその段階にはなっていません。準備はすすめています。
教育長	そのほかによろしいでしょうか。 以上で質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
一同	『ありません』
教育長	以上で討論を終結します。これより第16号議案「葉梨小学校校舎増築工事の計画の策定について」及び第17号議案「(仮称)藤枝東公民館太陽光発電設備工事の計画の策定について」を採決します。 本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
一同	『異議なし』
教育長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

教育長 次に、第18号議案「語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第18号議案 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について 説明】

●AL Tの契約終了による帰国旅費について  
「自治体国際化協会」発行の手引き同様に現在の状況に合わせて改正

教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 変更については理解できますが、規則上で「新東京国際空港（成田）から」と限定していますが、最近羽田空港の国際化が進んでいますし、帰る国によっては羽田や名古屋からの方が安価だったりすることもありますので、この表現は柔軟性を持たせた方がいいのではないかと思いますがいかがですか。

教育長 手引きに基づいてやっていると思いますが、手引きの変更はできるのですか。

事務局 手引きに沿って市の規則を変更している状態ですので、手引きの変更は私たちにはできません。手引きに従って手続きしている状態です。

委員 J E Tプログラムで採用されているAL Tは今何人位いますか。市内では大変厚くAL Tを学校へ配置していただいているので、その割合はどの位ですか。また、J E Tでない方々はこの規程に基づいて勤務条件が決まっているのですか。J E T採用とそうでない方の勤務条件の差はあるのですか。

事務局 今、手元に資料がありませんので正確な数字はわかりませんが、AL Tが13名いる中でJ E Tの方は3～4名だと思います。その他の方々は地域AL Tで、日本に住んでいる外国人という事ですので、帰国をするのは私用になるため、J E Tという帰国にはあたりません。

委員 旅費に関してですが、市の方で旅費を計算して提示するのですか。

事務局 市の方で計算して支払をします。

委員 では、渡した旅費を使って、どの経路で帰ってもいいのですか。それとも決められた経路で帰らなければいけないのですか。

事務局 一番合理的で安い経路ということで計算をします。

委員 今、格安航空券等を使用すれば、最短距離ではなくてまわった方が安かったりすることもありますね。

事務局 はい。一番合理的な経路ということでそういうケースもあります。

委員 まわった方が安ければそちらで帰っていただくという事ですか。

事務局	はいそうです。
教育長	そのほかによろしいでしょうか。 以上で質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
一同	『ありません』
教育長	以上で討論を終結します。これより第18号議案「語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を採決します。 本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
一同	『異議なし』
教育長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 諸般の報告

教育長	次に日程第2 諸般の報告について、教育推進室長から順にお願いします。
事務局	1 第1回ふじえだプレイパーク活動報告について ●昨年度に続き2年目 5～2月は毎月第3土曜日に定期開催予定 できれば場所も藤枝総合運動公園多目的広場に固定していきたい
事務局	1 徳川家康公ゆかりの給食の提供について ●一部小中学校で和食器での給食提供 6月19日 広幡小にて市長・教育長が児童と一緒に給食をとる
事務局	1 図書館システム更新に伴う臨時休館について ●今年6月でサーバーシステムの契約終了 別添資料のとおり
事務局	1 藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定について ●何らかの支援が必要な子どもは年々増加している 誕生から就労まで一貫した組織づくりが必要 詳細は別添資料のとおり

教育長 そのほか報告はございませんか。

事務局 『ありません』

教育長 それではこれより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 資料2の和食給食について、とてもいい試みだと思います。和食器を使うというのも良いと思うのですが、献立に牛乳が入ることが気になります。健康や栄養面では牛乳が入るのも問題ないのですが、和食とこだわるのなら、たとえば牛乳かんというようにアレンジして、飲み物はお茶にすることはできないのでしょうか。

事務局 ここには栄養の面から牛乳しか載っていませんが、今は給食の時にはお茶はやかんに入れて各クラスに配給しています。資料にはお茶とは書いていませんが、当日もお茶は用意します。

委員 お茶と牛乳ということですね。

教育長 今は、すべての小中学校で給食の時にはお茶を飲んでいますが、お茶と牛乳では大変ですか。

委員 大変というか、ユネスコ無形文化財の和食とまでうたっているのに牛乳が入るといふことに違和感を感じました。

教育長 そのほかにありますか。

委員 資料23ページに「平成26年度、市内幼稚園・保育所に通う児童の約21%が、療育を必要とし、又は発達に課題を持っている。」とありますが、この数字はものすごい数だと思います。しかも療育を必要とするとなると、医者にかかり医学的な診断を受けるということになると思いますが、大変なことだと思います。実際に5人にひとりが医者にかかっているのでしょうか。保護者の方は療育が必要ですから病院で見てもらってくださいと言われて、どういふように感じるのでしょうか。本当に昔と比べてそういう子どもが増えているのかどうか教えてください。

事務局 下田委員のおっしゃるとおり、非常に保護者の方にとってはショッキングな数字だと思いますが、これは全国的にもこのくらいの数字になっています。ただ、療育と言っても、医者にかかるということではありません。その子に合った指導をしてもらうようにということです。本当に医者に通う必要のある子どもは「ガゼルの森支援部」という定員50名の施設に通いますし、学校教育課がやっている「ことばの教室」や保健センターで行われている色々な発達の教室等に通うことも十分できます。必要があれば、医師に見ていただくこともあります。やはり保護者に直接子どもさんが少し大変だということをおっしゃることはできませんので、保育園や幼稚園、保健センターを通してデリケートに進めます。まずは、保育園や幼稚園は保護者の方に保育参観等に来てもらいます。そこで、少し見てもらえばわかるお子さんは保護者の方も気づきますので、逆にどうしたらいいかと相談にきます。そういった時には、子ども家庭相談センターとい



うところで発達相談をしていますというように繋げて行って子どもに良い療育を提供していくことができます。困るのが、全く保護者が気づいていない場合です。保育園や幼稚園では自分勝手な事をしているのに、親が来ると背筋が伸びて親の前では非常にいい子になる。そういった子どもは親から見たらまったく正常な発達をしていて、家では何の問題もない。また、集団の中では集団適応できていないといった子どもなのに、保護者に保育園や幼稚園になかなか来てもらえない。そして、就学指導でもやはりそういった保護者がなぜうちの子がと言って就学指導にかからないケースがたくさんあります。そういった事で、就学支援にかからない子どももたくさんいます。ですから、保護者の方に対しては非常にデリケートに接するとともに、そうした子どもの状況を理解しない保護者に対してどうしていくかということも今後の大きな課題です。

委員 よくわかりました。療育といっても、すぐに医者にかかるということではなくて、個別の指導ということも療育という言葉に含まれているということですね。

教育長 先日の総合教育会議の中で、発達障害のあり方について色々皆さんからご意見をいただきましたが、やはり数字だけ見ると非常に増えていると感じていますが、すべてこれが親に伝わっているという訳ではないのですね。調査として状況を見たときに21%がそういう症状があったということですね。

委員 その21%という事についてですが、資料23ページの中段にでてくる「愛着障害」も含まれているのでしょうか。それから、小中学校の就学支援を要する児童生徒の状況はどうなっているのでしょうか。資料の「就学支援の状況」にある数は支援学級の事だと思うので、発達障害を含めるともっと増えているのかという感じがしますし、資料の表の数字では21%には遠い数字かと思うので、そのところが傾向として、どんな推移をしているのかと疑問に思いました。

事務局 愛着障害によってそういった支援が必要な行動をとる子どもだったら入ると思います。ただ、その子どもが愛着障害かどうかはなかなか判断が難しいと思います。親の接し方を見ているとそうではないかという程度で、愛着障害と診断される子どもは数としては少ないと思います。ただ、こういった愛着障害で自閉症と同じような症状がでてくるというようなことは医学的には言われています。また、就学支援の状況と21%という数字はつながりません。21%というのはあくまでも、就学前の保育園や幼稚園に通っている子どもの中での数字です。子どもの成長は様々ですので、幼稚園等から小学校に上がったときにすぐに追いついてしまう子どももいます。そういった中で、小中学校での発達障害というか集団になじめない子どもが普通学級にいるという事もあります。ですから、生活指導等の指導員がクラスに入っていくのが現状ではないでしょうか。その割合については私の方ではわかりませんが、教育委員会の方でわかるようでしたらお願いします。

事務局 支援を要する子どもの数についてですが、普通学級に入っていて支援を要する子どもは6%程度と考えています。

教育長 平成26年度の校長会の記録によると、藤枝市では小学校が8.5%、中学校が3.8%で平均で6.5%です。2年生が9.5%ということで、1年生ではっきりしなかった子どもが2年生でわかってきて、増えているという状況があるようです。全体的には中学校にいけば減ってきますが、小学校では増えて

いるという状況のようです。

委員 愛着障害の件で、小学校低学年の2年生位までにそういった症状があらわれると聞いたことがあります。資料の「増加要因は何？」というところの一番下に「各家族化や片親世帯、保護者の精神疾患の増加も影響していることが予想される。」とありますが、何か根拠があるのですか。

事務局 愛着障害とは自分が非常に危険だと思った時に誰かに頼りたいと思った時に、よりそってくれる人がいないという環境の中で発症する例があります。そういった中で、おじいちゃんやおばあちゃんがいなかったり、片親しかいないという環境がそろそろ要素が高いという事です。また、親の虐待等の精神疾患は最近非常に増えています。自分が精神的に不安定で、とても子育てができない。そういった形で環境がそろえば発症すると言うことが世界的にも医学的にも言われていますので、そういったことも多少影響があるのではないかという事です。

委員 行政の様々な課が連携していかないと、とぎれのない発達支援という体制になっていかないと思います。ですので、行政間の連携という事が特に大切になると思います。先程子ども家庭相談センター長から説明がありましたが、今現在は市における支援の現状が『藤枝型発達支援システムの基本指針』にあるようにできていますが、ここに新たに産業集積推進課が加わるという事ですが、この課は現在は何様な支援をしている課なのですか。ここが、新たに加わるという事なので、これが青年期の就労に係る管轄になるのでしょうか。

事務局 おっしゃるとおり、就労の部分の支援を提供していく窓口になるという事でのせてありますが、今、策定委員会を作っていて、これは関係課長が集まって様々な施策について討議してもらっていますがその中で産業集積推進課に入ってもらっています。そういった中で、基本指針の13ページをご覧くださいと6歳のところで支援が切れてしまっています。切れていないところが子ども家庭相談センターと自立支援課です。これはなぜかというと、自立支援は障害ですので、手当等とは生まれてから大人になるまでずっと続きますので切れていません。子ども家庭相談センターは唯一発達相談と心理検査等と言うことで0歳児から15歳まで続きます。昨年と今年の2月に市内の高校の先生を集めて発達障害について色々話をさせていただきました。高校は中学から上がる時に情報がなく、入ってからわかります。事前に保護者が言ってくればありがたいけれど、中学校に聞いてもそれは個人情報だから教えられないと拒否されてしまい、足を運ばないと教えてもらえないということでした。これからは、中学校や保護者に了解を得たところで、その子どもの情報を持ったところが各高校に提供していき、学校側の体制を整えるといった連携が必要ではないかということで、非常に就労また就学のところでこの行動計画は力を入れていきたいと考えています。

委員 この問題についてはとてもデリケートな問題なので、保護者に対して数字や療育といった言葉を出すのではなく、丁寧に進めているという事でとても安心しました。これに関わってくださる発達支援部の方々も本当にそういう風に接して下さっているということも日頃感じています。保育園等の指導者も、そういう診断がでたからといってレッテルを貼らないということを中心に掛けていかなければいけないと強く思います。保護者の方は1歳半の検診で何かあるのではないかと問われれば、親としては気になってしまうところではないでしょうか。初めての子どもならば特に気になるところだと思うので、資料24ページにあ

るように、就学前にもかなりの検診を受けて色々な療育支援が行われていますが、そうして接する中で心配が解消されていくようなものであって欲しいと思うのと同時に、幼稚園等の指導者もそういった所に通っているからといってレッテルを貼るような目で見ないようにという事を、現実にも感じるころなので気をつけていかなければならないと感じました。子どもの成長は個人差があるという事を前提に、成長をみんなで支えていくという思いにたっていき特別支援教育でなければならぬと感じています。

教育長

大社委員には特別支援教育がスタートした時からかなり熱を持ってやっていただいて、余計に思い入れが強いものがあるかと思いますが、確かに幼稚園・小中学校ともに、子どもや親に対して指導者がかける言葉は非常に影響がありますので、丁寧にしていかなければと私も今感じました。

教育長

他に質疑はありませんか。  
それでは以上で本日の全日程を終了しましたので5月定例会を閉会いたします。

閉 会

午前10時20分